

上野原市所有の各種施設の感染防止策について

上野原市所有の各種施設(集会所、会議室)の感染防止策について、利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、施設管理者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。施設管理者は、以下の内容を踏まえつつ、各施設の特性を勘案して、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化し、施設内の適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理職員だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

【3密の回避】

①「密閉」の回避

30分に1回、5分程度2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保すること。

②「密集」の回避

予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにすること。

③「密接」の回避

近距離での会話や発声を避けること。

【その他の感染防止対策】

④手洗い・手指消毒

- 施設管理職員及び施設利用者は、こまめに手指消毒、手洗いを実施すること。施設の入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促すこと。また、トイレの利用後などは必ず手指を消毒すること。

⑤体調チェック

- 施設管理職員に対して、毎日の検温・体調管理を行うこと。発熱や軽度な風邪症状、倦怠感、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常がある場合には、出勤を停止すること。
- 施設利用者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、倦怠感、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常がある場合は、施設の利用を控えてもらうとともに、原則として、施設を利用する前に体調確認を行うこと。

⑥利用者への要求

- 施設利用者は、感染拡大防止の観点から施設を利用する際に、施設利用者全員の氏名・年齢・住所・連絡先(電話番号)を把握しておくこと。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

⑦トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行うこと。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ハンドドライヤーや共通タオルを禁止すること。

⑧休憩スペースのリスク軽減

- 一度に休憩する人数を減らし、食事を行う際は、対面を避け黙食とする。
- 常時換気を行い、共有する物品は定期的に消毒する。

⑨清掃・消毒

- 他人と共有する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤を含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒すること。
- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てること。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹼で手を洗うこと。

⑩チェックリストの作成・確認

- 施設管理者は、施設利用者がガイドラインを遵守しているか確認するため、施設利用者に対して、具体的感染防止対策を纏めたチェックシートを作成し、利用者にチェックさせること。
- 施設管理者は、自らがガイドラインを遵守しているか確認するため、具体的感染防止対策を纏めたチェックシートを作成し、チェックする。

令和2年5月27日策定

令和4年6月14日改訂

令和5年2月7日改訂

令和5年3月13日改訂